

認定こども園認可等部会について

1 認定こども園認可等部会の設置について

幼保連携型認定こども園の設置の認可等を行う、県における審議会その他の合議制の機関として、三重県子ども・子育て会議に認定こども園認可等部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 調査審議する内容について

- (1) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可
- (2) 幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖
- (3) 幼保連携型認定こども園の認可の取消し

3 開催回数について

年1回を原則とし、必要に応じて随時開催予定。

4 部会の公開について

個人に関する情報、法人に関する情報を取り扱うため、非公開。

5 部会に属する委員及び専門委員について

部会に属する委員及び専門委員は三重県子ども・子育て会議会長が指名

6 部会長について

その部会に属する委員の互選により決定

7 認定こども園認可等部会運営要領の制定について

部会の運営について認定こども園認可等部会運営要領を定める。

子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正をする法律並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）

第2 認定こども園法一部改正法関係

3 幼保連携型認定こども園

(3) 施設の設置等（第12条から第27条まで関係）

都道府県における合議制の機関（第25条関係）

幼保連携型認定こども園の設置の許可等、事業の停止若しくは施設の閉鎖の命令又は設置の認可の取消に関して調査審議するため、都道府県又は指定都市等に条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとしたこと。

なお、幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関については、行政の適正性、公正性、専門性を確保するために置かれるものであることから、教育又は保育に係る有識者など関係者をバランスよく加えることが求められるものであること。